

(仮称)太陽光発電施設の設置に係る条例(素案)について

市民生活環境部 環境政策課

1. 条例制定の理由

太陽光発電施設は、気候変動対策の一環として積極的な設置が進められており、本市においてもエコハウス補助金等を通じてその普及の促進に取り組んでいるところです。しかし、大規模な施設が無秩序に設置されると、自然環境や生活環境、景観など環境に大きな影響を与えるほか、土砂災害や住民トラブルの原因となる場合があります。

このため、本市において、北部森林や農地などの貴重な緑の保全等、自然環境・生活環境・景観の保全と災害の未然防止を図り、太陽光発電施設の適正な設置を誘導するため、「(仮称)太陽光発電施設の設置に係る条例」を制定する予定としています。

2. 条例の概要

(1)目的

太陽光発電施設の設置に関し必要な事項を定めることにより、自然環境、生活環境、景観の保全及び災害の未然防止を図り、もって市民生活の安全と安心を確保する。

(2)事業者の責務

事業者は、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう運用するとともに、近隣関係者と良好な関係を保たなければならない。

また、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるとともに、事故や災害等が発生した場合は速やかに解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

(3)届出や近隣関係者への説明などの対象となる太陽光発電施設

建築物に設置されるものを除き、次のいずれかに該当する事業を対象とします。

- ・事業区域の面積が 10,000 平方メートル以上
- ・事業区域の面積が 500 平方メートル以上であって、保全区域を全部又は一部に含むもの

ここで、保全区域は以下に該当する区域とします。

- ・良好な自然環境を保全する必要があると認められる区域(自然公園、農地、地域森林計画対象民有林など)

- ・生活環境を保全する必要があると認められる区域(住居系の用途地域)
- ・地域を象徴する景観を保全する必要があると認められる区域(指定文化財、埋蔵文化財包蔵地、風致地区)
- ・自然災害が発生するおそれが高いと認められる区域(砂防指定地、土砂災害警戒区域など)

(4)必要な手続き

①事前協議

事業者は、届出に先立ち、事業計画について、市長と事前協議をしなければならないこととします。市長は、事業区域に保全区域が含まれる場合、施設設置基準を満たさない場合、近隣関係者への説明等が不十分と判断した場合などは、事業を実施しないように事業者を求めることができることとします。

協議が合意に達したときは、市長は事業者に対して事前協議完了通知を発出することとします。

ここで、施設設置基準として、次に掲げる事項を定めるものとします。

- ・自然環境の保全に関する事項(重要な動植物の生息の確認、最小限の立木の伐採など)
- ・生活環境の保全に関する事項(緩衝帯の設置)
- ・景観の調和に関する事項(眺望への配慮、設備の色彩への配慮など)
- ・災害の未然防止に関する事項(土砂災害対策、排水対策など)
- ・その他(接道、標識設置など)

②近隣関係者への説明

事業者は、近隣関係者に対し事業計画についての説明会を行わなければならないこととします。近隣関係者は説明会の開催から 30 日以内に事業者に対して意見を書面で申し出ることができ、事業者は見解を記載した書面を交付のうえ、誠意をもって協議しなければならないとします。

また、事業者は、自治会及び地区コミュニティ組織と、自然環境、生活環境、景観への配慮及び災害の未然防止に係る事項等について、原則として協定を締結しなければならないこととします。

事業者は、これらの経過及び結果を市長に報告することとします。

ここで、近隣関係者としては、以下に該当する者とします。

- ・事業区域の境界から一定の距離以内に居住する者、土地や建物を所有する者など

- ・事業区域又は事業区域の境界から一定の距離以内の区域を活動範囲に含む自治会、地区コミュニティ組織など
- ・事業により影響が生じるおそれがある農業団体及び漁業団体など

③事業計画の届出

事業者は、工事に着手する日の60日前までに、市長に事前協議完了通知を添えて事業計画を届け出なければならないこととします。

市長は、届出の内容が適正であると認めたときは、届出受理書を発出します。

ここで、事業計画としては、次に掲げる内容を含むものとします。

- ・事業者の氏名及び住所
- ・事業区域の所在地、位置、面積
- ・土地利用計画平面図、造成計画の平面図及び縦断図、排水計画
- ・施設の発電出力、位置、設置方法及び構造
- ・施設設置基準を満足していることを明らかにした資料
- ・法令等による許可等が必要な場合は、許可等を証明する資料の写し
- ・施工計画書
- ・確定測量図
- ・事業区域内の土地所有者の同意書

(5)その他

市長は、事業者が適切な事務手続きをしない場合は、必要な措置を講ずるよう指導及び助言、期間を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができることとします。

市長は、事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができることとします。

3. 今後の予定

令和5年12月1日	パブリックコメントの実施(令和6年1月4日まで)
令和6年 3月	市議会に議案提出、可決後に条例を公布
令和6年 7月	条例の施行(予定)